

## 第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の変更の概要

### 1 変更の目的

これまでイノシシの管理に当たっては、狩猟、有害鳥獣捕獲（許可捕獲）、指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲を行ってきたが、管理目標の達成に向け、さらなる捕獲を推進するため、これまでの取組に加え、複数の市町村をまたいだ広域的な捕獲（個体数調整を目的とした許可捕獲）や県境付近での隣接県等と連携した広域的な捕獲（指定管理鳥獣捕獲等事業）の取組を実施するため。

### 2 主な変更点

- (1) 許可捕獲において、市町村からの要請を受けて、県が農林水産業に係る被害防止を目的とした複数の市町村をまたいだ広域的な捕獲（個体数調整を目的とした許可捕獲）を実施することを追加
- (2) 指定管理鳥獣捕獲等事業において、霧島山地、出水山地等の県境付近は、イノシシの推定個体数が多い地域であることから、隣接県等と情報交換や連絡調整を行い、必要に応じて、相互の連携を図りながら広域的な捕獲を実施することを追加

### 3 施行日

令和6年4月1日